

自衛隊名簿提供違憲訴訟（RYU 裁判）が奈良地裁で争われている。原告は奈良市の高校生（提訴当時）だ。本人の同意なしに、個人情報（氏名、住所、性別、生年月日）を自衛隊に提供した奈良市と、これを利用し自衛官募集のダイレクトメールを送った国を訴えている。個人情報保護は憲法 13 条に基づく基本的人権であり、人権の侵害であると国家賠償請求を求めている。個人情報の提供先である自衛隊は、安保 3 文書の下、敵基地攻撃能力である長射程ミサイルを大量に買い込み、軍事費はいまや 8.7 兆円に膨れ上がっている。自衛隊の組織内では、パワハラ、セクハラが頻発し、自衛官の人権も侵害されている。この裁判は若者を戦場に送らないたたかいでもある。全国の 65% の自治体が名簿の提供に応じている。県内では 13 自治体が名簿を提供している。奈良の裁判は青年本人が原告となったたたかっている全国唯一の裁判だ。この裁判は戦争する国づくりに反対する全国的意義のあるたたかいだ。全国的に支援を広げ原告勝利の判決を勝ち取りたい。勝利判決を求める署名運動も始まっている。